

いじめの防止の取組

教育指導課

目黒区いじめ防止対策推進条例

保存版

平成29年4月施行

目黒区 いじめ防止対策 推進条例

児童・生徒が安心して
生活し 学ぶために

子どもは、かけがえない存在であり、一人ひとりが尊重され、健やかに成長する権利があります。

子どもの尊厳及び基本的人権を侵害するいじめは、絶対に許されない行為です。

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれもあります。

いじめをなくすためには、児童等が、主体的に行動するとともに、周りの全ての人が、「いじめは絶対に許さない」、「いじめはどの児童等にも、どの学校でも、起こり得る」との意識をもって、それぞれの役割の下に、連携及び協力していじめの防止等に取り組む必要があります。

私たちはここに、いじめをなくし、全ての児童等が安心して生活し、学ぶことができることを目指し、この条例を制定します。

—— 条例の前文より

■ 目黒区教育委員会 ■

いじめの類型

○：いじめの行為 ◆：加害の子供への対応例

行為の 故意性、意図性	加害の子供 の集団性	一人で → 集団で	
		一人	集団
1 好意で行った 言動 ～親切のつもりが…～		<p>ゼロ</p> <p>○ 発言の苦手な子供に、「〇〇さんも意見を言いなよ。」と強く促した。</p>	<p>◆ 親切さを十分に評価した上で、発言が苦手な子の気持ちについて、一緒に考える。</p>
2 意図せずに行った 言動 ～悪気はなかったのに…～		<p>○ リレーでバトンを落とした子供に「何やってんだ！」と怒鳴った。</p>	<p>◆ 発達特性なども踏まえ、何気ない言葉が相手を傷付けることもあることを丁寧に諭す。</p>
3 衝動的に行った 言動 ～つい、かっとなって…～	暴力を伴わない	<p>○ うっかりぶつかってきた子供に「死ねよ。」と言い、にらんだ。</p>	<p>◆ 絶対に使ってはいけない言葉について指導する。</p>
	暴力を伴う	<p>○ うっかりぶつかってきた子供に対して、その場で殴りかかった。 ※ 事例によっては犯罪に該当</p>	<p>◆ 暴力は絶対に許されないことを指導するとともに、かっとなったときの対処方法を身に付けさせる。</p>
4 故意で行った 言動 ～あの子がむかつく～	暴力を伴わない	<p>重大性</p> <p>① 運動の苦手な子供に、「あなたのせいで負けたの分かっているの！」と問い詰めた。</p>	<p>◆ 発言の背景となっている思いを聞き取った上で、他人の失敗を責めることの問題について理解させる。</p>
	暴力を伴う	<p>② 運動で失敗するたびに、「へばい！」「足引っ張るな！」などはやし立てた。</p> <p>③ 体育着を隠して、被害の子供が探している様子を笑って見ていた。</p> <p>④ 試合で負けたお詫びに、メンバー全員に1,000円ずつ払うよう強要した。</p> <p>⑤ お金を持って来ないことを理由に、殴ったり、蹴ったりした。</p> <p>重大な犯罪</p>	<p>◆ 絶対に許されない行為であることを理解させ、完全に行われなくなるまで、監督を徹底する。</p>
継続性		<p>法令上のいじめ</p> <p>社会通念上のいじめ</p>	
		単発的 → 継続的	

※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。
 ※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

目黒区のいじめの認知件数

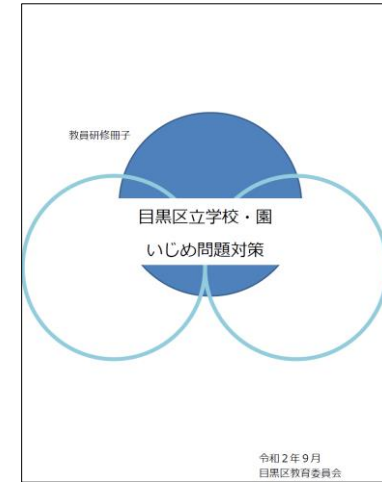
＜令和元年4月1日～令和2年3月31日までの状況＞

(単位：件)

			1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
小学校	令和元年度	法令上のいじめ	127	159	117	116	161	128	808	
		社会通念上のいじめ	1	7	6	16	12	15	57	
	平成30年度	法令上のいじめ	231	191	163	204	183	137	1109	
		社会通念上のいじめ	1	6	7	9	9	18	50	
平成29年度	法令上のいじめ									
	社会通念上のいじめ	0	4	7	2	11	11	35		
中学校	令和元年度	法令上のいじめ	57	51	34				142	
		社会通念上のいじめ	6	0	5				11	
	平成30年度	法令上のいじめ	128	82	55				265	
		社会通念上のいじめ	7	10	1				18	
	平成29年度	法令上のいじめ								
		社会通念上のいじめ	3	3	1				7	

いじめ防止の取組

- 教育指導課へのいじめに関する報告
- 定期的なアンケートの実施
- いじめに関する通報及び相談体制の周知
- スクールカウンセラーによる相談体制の整備
- スクールソーシャルワーカーの派遣
- 教員研修冊子「目黒区立学校・園 いじめ問題対策」の活用による各校におけるいじめ問題対策の研修の充実
- STOP！いじめ 私の行動宣言の作成・掲示
- いじめ防止啓発ポスターの作成・掲示
- よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート



(hyper-QU)

いじめ防止の取組

いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議 テーマ「いじめのない学校をめざして」

- 中学校区毎に開催
(11月～12月)
- いじめ防止についての
意見交換



いじめ防止の取組についての説明は、以上です。ご視聴ありがとうございました。

教育指導課

不登校児童・生徒への取組

教育支援課

調査上の「不登校」とは

当該年度の4月1日から3月31日までに、30日以上欠席した児童・生徒で、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者（ただし、心身の疾病やけが等を除く）をいう。

文部科学省初等中等教育局児童生徒課（平成31年3月29日）
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

令和元年度 目黒区立小・中学校 不登校の状況

(令和元年4月1日～令和2年3月31日までの

不登校児童生徒及び学年別内訳)

(単位：人)

	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	令和元年度	0 (0)	4 (1)	9 (2)	7 (2)	20 (7)	22 (9)	62 (21)
	平成30年度	2	3	5	11	11	22	54
	平成29年度	1	4	10	4	11	9	39
中学校	令和元年度	28 (5)	34 (19)	31 (15)				93 (39)
	平成30年度	22	19	26				67
	平成29年度	9	22	24				55

()内は前年度から継続して不登校であった児童・生徒数

不登校の要因

主たる要因	学校における人間関係
	あそび・非行
	無気力
	不安
	その他(上記傾向が見えず、理由がはっきりしない)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

学校に係る状況	いじめ
	いじめを除く友人関係をめぐる問題
	教職員との関係をめぐる問題
	学業の不振
	進路にかかる不安
	クラブ活動、部活動等への不適応
	学校のきまり等をめぐる問題
	入学、転編入学、進級時の不適応

家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化
	親子関係をめぐる問題
	家庭内の不和

学校に係る状況、家庭に係る状況のいずれにも該当しない

不登校に対するめぐろ学校サポートセンターの取組



めぐろ
エメール

教育相談



メンタル
フレンド



e-
ラーニング



スクール
カウンセ
ラー

スクール
ソーシャル
ワーカー



eラーニングシステムによる学習支援

平成29年度

第九中学校でモデル実施

平成29年7月～ 150名が利用

年度	平成28年度	平成29年度
出現率(%)	3.9	3.4

減少

平成30年度

目黒区立中学校全校で実施

令和2年度

目黒区立小・中学校全児童・生徒に
IDとパスワードを発行

<教材>

●小学校

1年～2年:国語、算数

3年～6年:国語、算数、
社会、理科

●中学校

1年～3年

国語、数学、英語、社会、理
科、保健体育、技術・家庭、
音楽、美術



不登校児童・生徒への取組についての説明は、
以上です。ご視聴ありがとうございました。

教育支援課

特別支援教育の推進

- ・目黒区特別支援教育推進計画（第四次）
に基づく取組

教育支援課

方向 I 障害のある子もいない子も共にいきいきと 学ぶ環境の整備

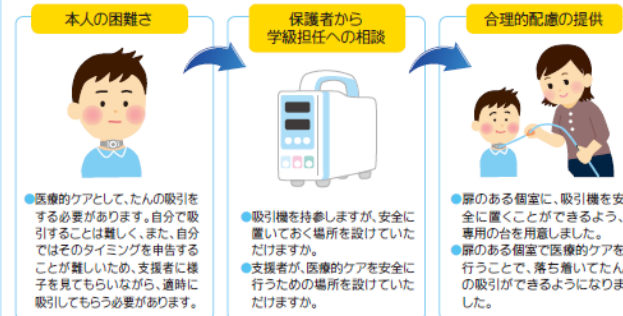
<目黒区立学校・園の教員向け>

合理的配慮の 提供事例集

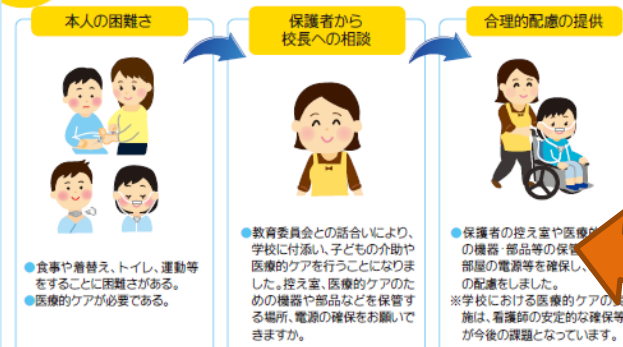


令和3年3月
目黒区教育委員会

事例 3 支援者が医療的ケアを行うための スペースの提供について



事例 4 医療的ケアの必要な児童・生徒について



3

学校・園における

合理的配慮の提供促進

合理的配慮の提供に関する基本的な知識、提供プロセス及び
目黒区立学校・園での代表的事例を教員にわかりやすく紹介

方向Ⅱ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

17 大学との連携による自立活動の指導の充実

- 横浜国立大学教育学部との協定締結に向けた準備
(区立特別支援学級)

特別支援学級（自閉症・情緒障害）の特長である「自立活動」に係る指導・助言



特別支援教育の推進についての説明は、以上です。ご視聴ありがとうございました。

教育支援課



学校施設の計画的な更新

～目黒区学校施設更新計画の策定について～

学校施設計画課

計画策定の背景

- ▶ 全国的に公共施設が老朽化
- ▶ 区有施設の40%以上が学校

現在、31校中26校が築後50年を経過している。

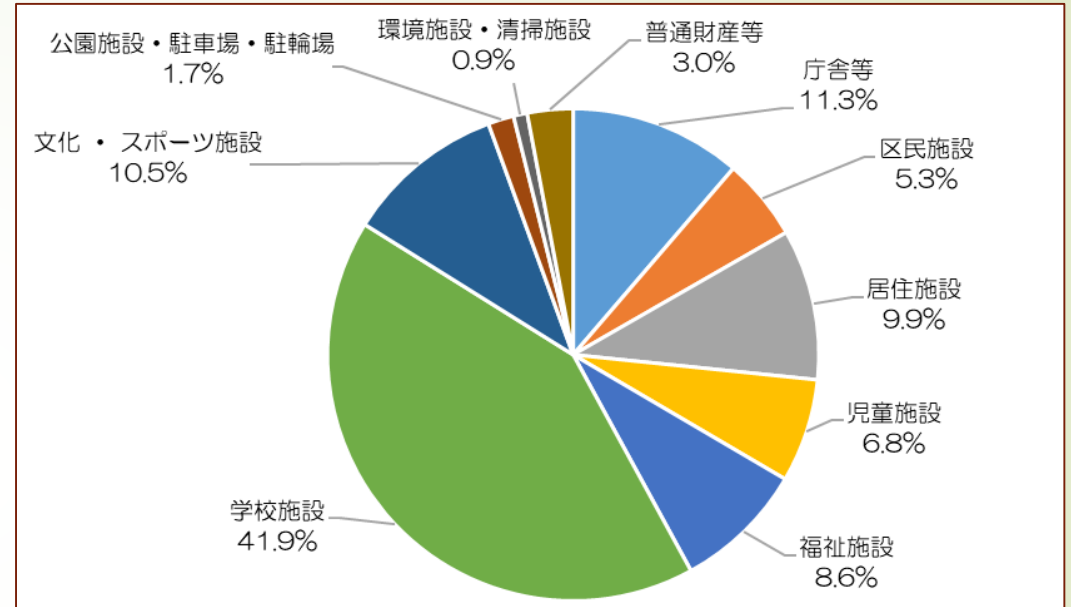
- ▶ 学校は、地域コミュニティの拠点
- ▶ 非常時には、地域避難所としての役割

➤ 施設を健全に維持していくために、計画的・効率的な更新が必要

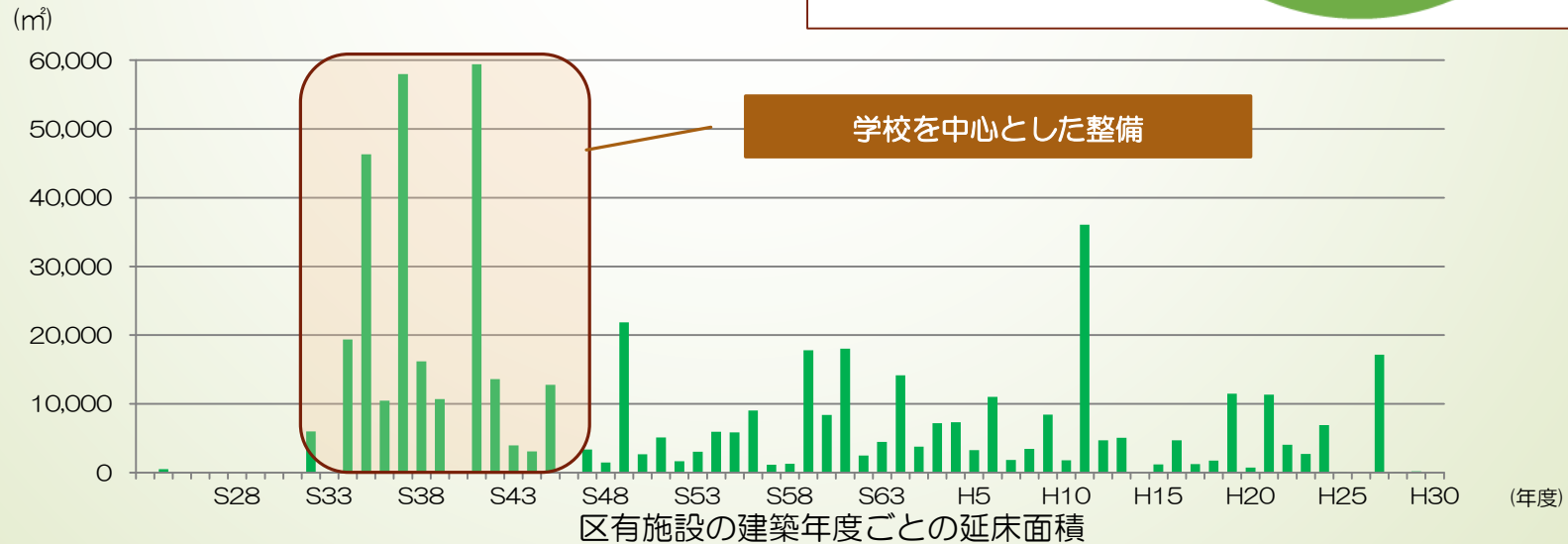
学校施設の実態

2-1 区有施設の保有状況

区有施設の延床面積は
約54.4万㎡（平成31年3月末現在）
そのうち、学校施設は約4割



2-2 学校施設の整備・保有状況



学校施設の目指すべき姿

- (1) 教育活動をより充実させるための学校施設
- (2) すべての利用者にとって安全・安心な学校施設
- (3) 地域コミュニティの拠点としての学校施設

施設整備の基本的な考え方

- ▶ 目標耐用年数 80年程度
- ▶ 施設整備の基本方針
 - (1) 改築を原則とする。
 - (2) 改築工事は、学校単位とする。
 - (3) 改築までの修繕は、必要性を慎重に検討
- ▶ 周辺施設との複合化・多機能化

更新の進め方

更新順位の考え方

【地区毎の更新順位】

北部

東部

中央

南部

西部

【ハード面】

構造体耐久性調査

フロー① コンクリートの圧縮強度

フロー② 鉄筋腐食状況

フロー③ 築年数

【ソフト面】
教育の環境など

フロー④ その他考慮すべき事項

更新進め方

※中学校の統合、下目黒小学校（区民センター）は別途検討

順位	北部地区	東部地区	中央地区	南部地区	西部地区
高	駒場小学校	田道小学校	鷹番小学校	向原小学校	大岡山小学校
	東山中学校	不動小学校	油面小学校	原町小学校	第十中学校
	第一中学校	中目黒小学校	上目黒小学校	月光原小学校	東根小学校
	菅刈小学校	大鳥中学校	五本木小学校		八雲小学校
低	烏森小学校				中根小学校

★今後の状況の変化によって、適宜、見直していくことが必要。

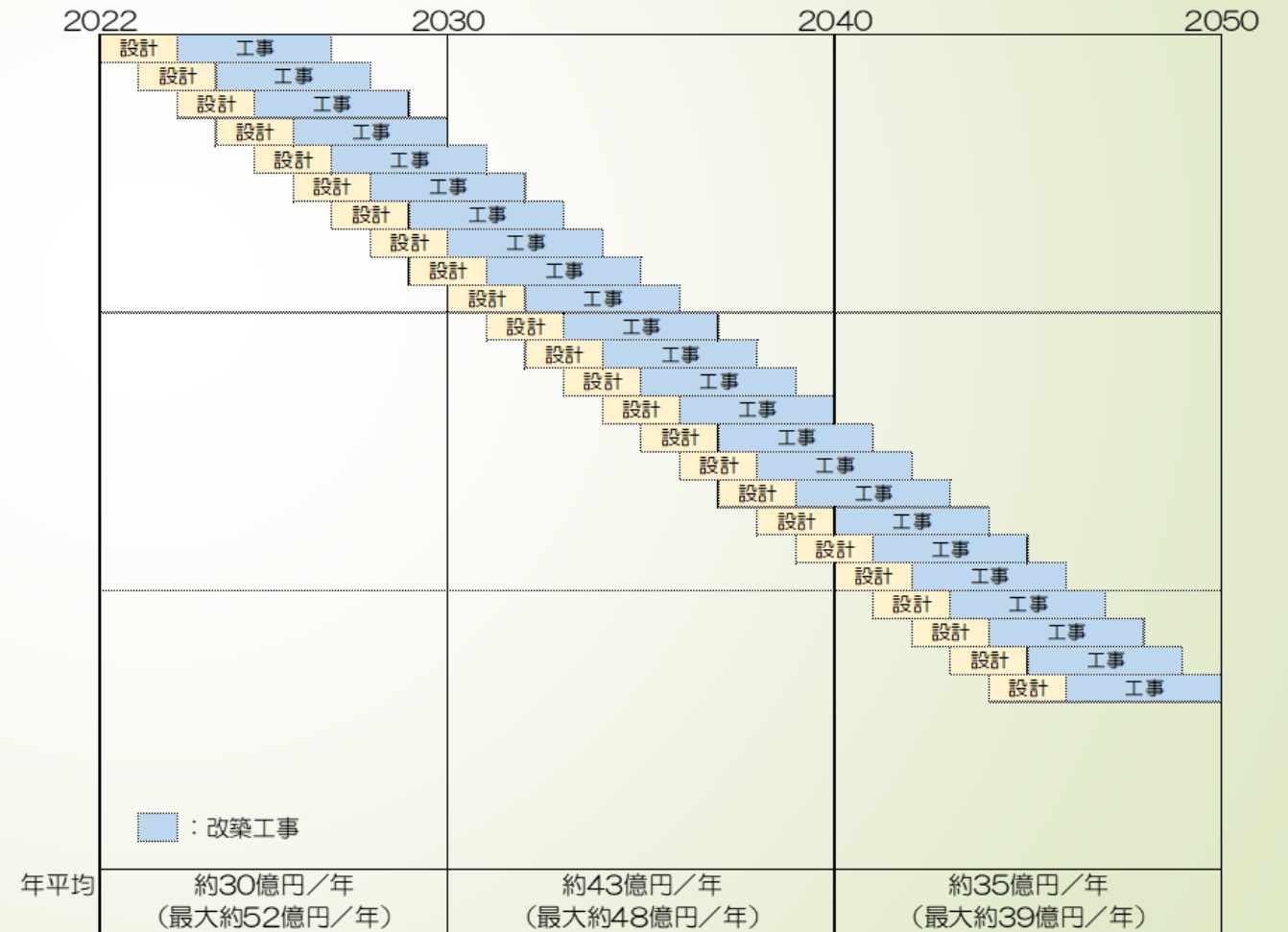
更新の進め方

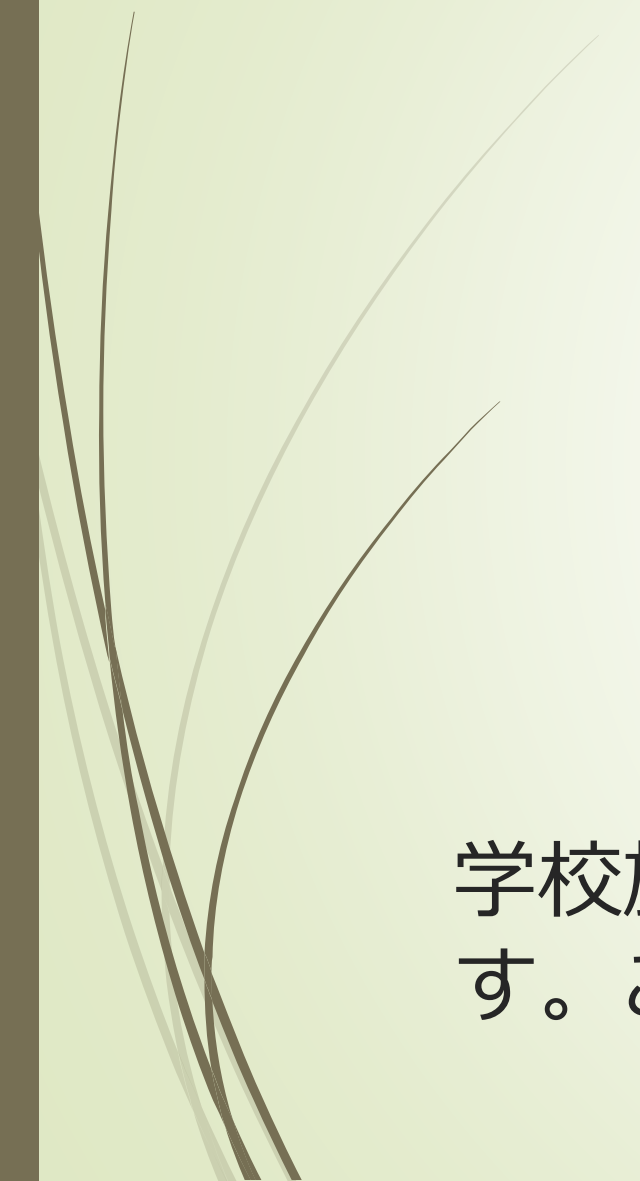

更新スケジュール

- 築80年程度で更新
- 財政負担の平準化



- 毎年1校ずつ着手
- 同時に4校の工事





学校施設の計画的な更新についての説明は、以上です。ご視聴ありがとうございました。



区立中学校の統合

~望ましい規模の区立中学校の実現を目指して~

学校統合推進課

望ましい学校規模①

小規模化による影響

学習活動や部活動の展開に制約

学習集団の固定化

部活動の縮小

人間関係の固定化

集団活動を通じた人間関係の広がりが十分とはいえなくなってしまう

教職員の少数化

充実した学習・指導に制約

校務負担の増加

適正規模の効果

- 多くの生徒や教員との、豊かで多様な人間関係の中で、他人を思いやる心や自己の考えを実現できる能力をはぐくみ、「生きる力」を身につけられる。
- 同一教科での複数教員の確保等により、学習・指導体制の充実が図れる。

◆ 学校の規模は、教育活動や生徒の学校生活に大きく影響する。

⇒ 充実した教育環境の確保に向けて、**区立中学校の適正規模**を実現していく必要がある。

望ましい学校規模②

統合方針「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」
(平成15年9月策定、平成24年3月改定)

望ましい学校規模

- 学級数で11学級以上
- 生徒数で300人を超える生徒数
(18学級を上限)

想定される学校数

- 区内で7校程度(現在9校)

<これまでの統合の取組>

平成18年4月開校 目黒中央中学校
(第二・第五・第六中学校の統合)

平成27年4月開校 大鳥中学校
(第三・第四中学校の統合)



南部・西部地区の区立中学校の統合の取組

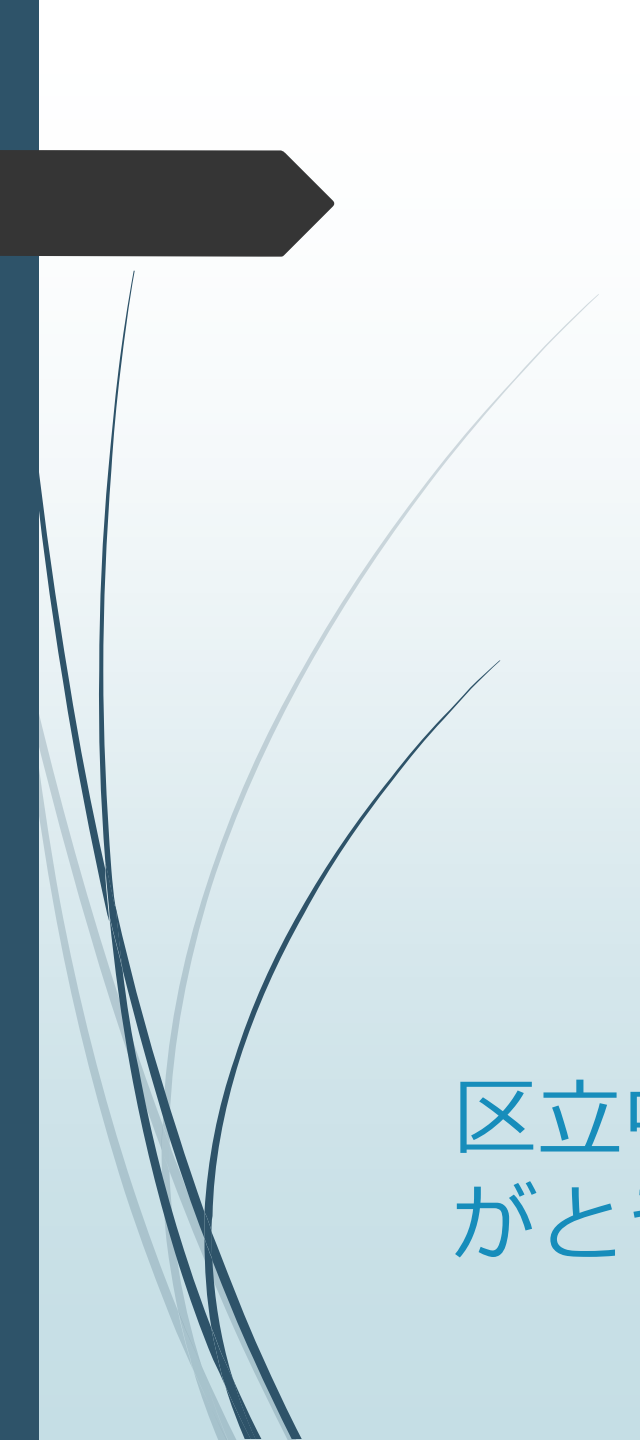
- 南部・西部地区の区立中学校の適正規模の実現に向けて、第七・第八・第九・第十一中学校の4校を2校程度に統合する検討を行っている。
- 新型コロナウイルス感染症による学校教育の様々な変化への対応等新たな課題を踏まえながら、具体的な統合実施策をまとめ、統合方針を改定するよう検討を進めている。

○ 今後のスケジュール（予定）

令和3年度 統合方針改定（具体的な統合実施策の策定）

⇒統合方針改定後、協議組織（学校関係者、保護者、地域の方々等）を設置して、統合新校の学校づくりの基本的事項を協議

- 統合方針改定に向けた進め方（基本的な考え方やスケジュール等）が決まりましたら、区ホームページや「学校統合推進課だより（南部・西部 地区版）」などによりお知らせしてまいります。



区立中学校の統合の説明は、以上です。ご視聴ありがとうございました。